

学校における食育の推進

本日の内容

- 1 文科省通知「食に関する指導等の充実 R7.4.30」
- 2 学校給食ぐんまの日推進事業
- 3 学校教育の指針
- 4 食に関する指導実施状況調査
- 5 全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会



群馬県教育委員会健康体育課

食に関する指導等の充実 文部科学省通知 (R7.4.30)

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)【概要】

令和7年4月30日付け
7初健食第2号

趣旨

- 栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としている。
- 今般、栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、教育委員会等に対して、栄養教諭の一層の活用を依頼。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

- 栄養教諭の免許を有する者は、給食の時間が学級活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できる旨、明確化。
- 今後、学校において栄養教諭の校務分掌を定めた上で、栄養教諭が積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施することを期待。
- 各栄養教諭が週の大半（おおむね週4回以上を目安）において、給食を活用した食に関する指導に従事することを期待。

2. 各教科等における食に関する指導について

- 栄養教諭が、その専門性を生かしつつ、学級担任や教科担任等に対し、指導の参考となる資料を提供することなどはもちろん、学級担任や教科担任等による指導計画の作成や評価に当たって連携すること、さらにその指導計画に基づき直接指導を担うことにより、積極的に関わることを期待。

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- 偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導については、栄養教諭の重要な役割の一つ。
- 栄養教諭は、特に高い専門性が求められ、学級担任等だけでは十分な対応が困難なケースに対応し、児童生徒や保護者と直接、相談・支援するなど、他の教職員と連携しながら、校内体制の中で中心的な役割を果たす必要がある。

4. 栄養教諭の校務分掌について

- 栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、令和5年7月5日付け「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知)」で示した「栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例」について、右記の別表のとおり改正。

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例 赤字は改正部分

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として教育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導 <small>その他の学校の教育活動への参画</small> （チーム・ティーチング、教材TF成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

(一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。

(二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

Ⅰ 食に関する指導等の充実 文部科学省通知 (R7.4.30)

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)【概要】

令和7年4月30日付け
7初健食第2号

趣旨

- ・栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを本来の役割としている。
- ・今般、栄養教諭等による食に関する指導等の充実を図るため、栄養教諭等が行う給食指導等の食に関する指導について整理を行うとともに、教育委員会等に対して、栄養教諭の一層の活用を依頼。

1. 給食指導及び給食を活用した食に関する指導について

- ・単独での給食指導実施可能
- ・おおむね週4回以上を目安

2. 各教科等における食に関する指導について

- ・資料の提供・計画や評価の連携
- ・計画に基づき直接指導

3. 食に関する健康課題の相談指導について

- ・高い専門性
→児童生徒や保護者と直接相談・支援するなど、中心的な役割

4. 栄養教諭の校務分掌について

他の教師と同様に校務分掌を担う
〔学級副担任、各種校内委員会、学校行事、
地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導等〕

別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例 ※赤字は改正部分

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として教育その他の学校の教育活動に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導 <small>その他の学校の教育活動への参画</small> (チーム・ティーチング、教材TF成等)
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導 (実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等) 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理 (献立作成、栄養摂取状況の把握)
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理 (学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)
3	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

(一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。

(二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

「食に関する指導等の充実 文部科学省通知」(R7.4.30)

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)【概要】

令和7年4月30日付け
7.初.性食第2号

栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一休のものとして行なうことを本筋の役割としている。
今般、栄養教諭等による食に関する指導等の充実について、栄養教諭の役割を明確化するため、令和7年5月21日(水)開催「健康教育・食育行政担当者連絡協議会」にて頂いた「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)」(令和7年4月30日付け)に関する御質問及びその回答

No	御質問内容	回答
1	通知内「(1)栄養教諭又は学校栄養員単独での給食指導について」において「給食の時間が学校活動に位置付けられているか否かにかかわらず、単独で給食指導を実施できると解すことができる」とあるが、配膳から片付けに至るまで、給食の時間の指導については栄養教諭が単独で実施可能ということか。	実施可能です。 栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施いたださるようお願いいたします。
2	通知内「(1)栄養教諭又は学校栄養員単独での給食指導について」において「今後、…栄養教諭は積極的に単独で児童生徒に対する給食指導を実施するようお願いします」とあるが、この「給食指導」の内容には、「食に関する指導の手引」に示されている「給食指導」「食に関する指導」の両方が含まれるか。	両方が含まれます。
3	通知内「(2)栄養教諭による食の指導の充実について」において、「各栄養教諭が行なう大半(おあむね週4回以上)を自安)において、給食を活用した食に関する指導に従事することが想定されます」とあるが、標準授業時数数でなく、「給食の時間における指導」も含めて「週4回以上」との理解でよいか。	通知内の「給食を活用した食に関する指導」については、「給食の時間における指導」も含めて「週4回以上を自安」として行なうことを想定しております。
4	通知内「(2)給食の時間以外の各教科等における食に関する指導について」において、「各学校や地域の実情等を踏まえ、(略)別表」とあるが、	通知において「学校担任や教科担任等による指導計画(略)に基づき直接指導を担う」としているとおり、学校担任や教科担任等による指導計画に基づいて、単独で児童生徒に対する食に関する指導を行うことは可能です。

通知に関するQ&Aが文科省HPに掲載されるも、一部誤解を招く表現



R7.8.2 「「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知)」(令和7年4月30日付け)に関する御質問及びその回答」の解釈について(周知)

給食の時間以外の各教科等における食に関する指導は、(略)
栄養教諭が単独で指導することはできません。

(当初掲載した内容)

No	御質問内容	回答
4	通知内「2. 各教科等における食に関する指導について」において、「給食の時間以外の各教科等における食に関する指導については、(略)その指導計画に基づき直接指導を担うことにより」とあるが、特別活動における指導と同様に各教科等においても食に関する指導を実施する場合、栄養教諭単独で指導可能ということか。	通知において「学級担任や教科担任等による指導計画(略)に基づき直接指導を担う」としているとおり、学級担任や教科担任等による指導計画に基づいて、単独で児童生徒に対する食に関する指導を行うことは可能です。

(今後掲載する内容)

No	御質問内容	回答
4	通知内「2. 各教科等における食に関する指導について」において、「給食の時間以外の各教科等における食に関する指導については、(略)その指導計画に基づき直接指導を担うことにより」とあるが、特別活動における指導と同様に各教科等においても食に関する指導を実施する場合、栄養教諭単独で指導可能ということか。	給食の時間以外の各教科等における食に関する指導は、対象となる学校種及び教科の免許状(相当免許状)を有する教師が主として担当するものであり、教科の領域の一部として、食に関する指導を担任するとして届け出ている特別非常勤講師等を除き、相当免許状を有しない栄養教諭が単独で指導することはできません。

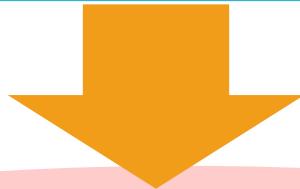
他方、通知において「学級担任や教科担任等による指導計画(略)に基づき直接指導を担う」としているとおり、**相当免許状を有する**学級担任や教科担任等による指導計画に基づいて、**各教科等においても単独で**児童生徒に対する食に関する指導を栄養教諭が行なうことは**可能で直接行なうなど、積極的に関わるようお願いします。**

2 「学校給食ぐんまの日」

10月24日（金）

実施期間：令和7年10/1（水）～10/31（金）

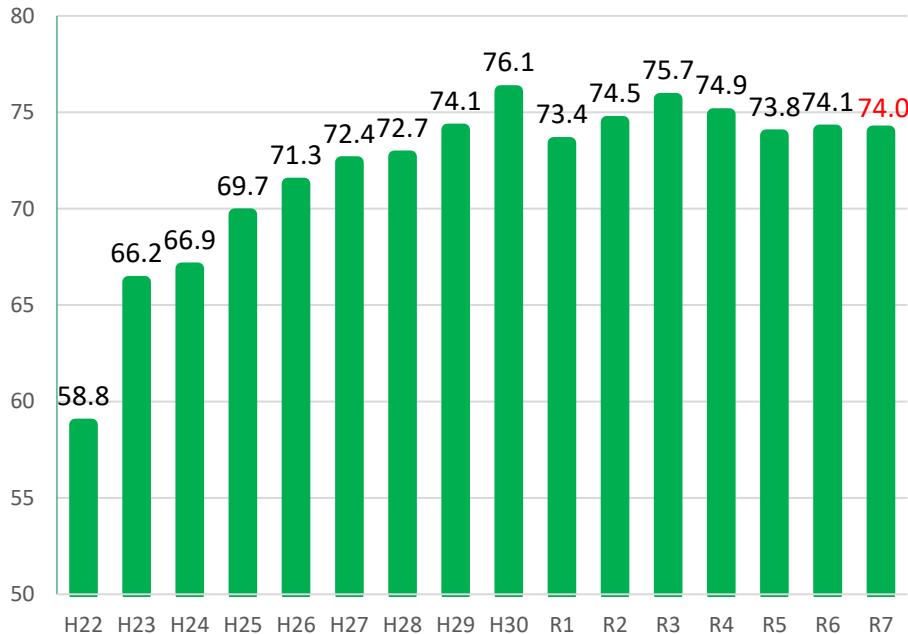
地元農産物・県産農産物を
積極的に使用した学校給食



地元地域や人々への理解
地域との連携促進
心身ともに豊かな子どもの育成

2 「学校給食ぐんまの日」

県産食材使用割合【食材数】 (%)



令和7年度
県内平均 **74.0 %**
(食材数ベース)

学校給食として「郷土食」提供



【献立名】

- | | |
|---------|----------|
| ・おっきりこみ | ・上州きんぴら |
| ・味噌田楽 | ・焼きまんじゅう |
| ・すいとん | ・こしね汁 |
| ・ごまよごし | ・呉汁 |
| | 他 |

郷土食提供調理場
(県内**169**施設中)
169施設 (100%)

2 「学校給食ぐんまの日」

「学校給食ぐんまの日」に関する絵画募集



応募数
2,235点

令和7年度学校給食ぐんまの日
最優秀賞

群馬県教育委員会健康体育課

3 学校教育の指針

食育の推進

- 食に関する正しい知識の習得と自己管理能力の育成
 - ・児童生徒の実態を踏まえた 食に関する指導の全体計画に基づく組織的・計画的な取組
 - ・給食の時間や各教科等における食に関する指導の充実
- 望ましい食習慣の形成に向けた取り組み
 - ・食に関する健康上の諸課題に対する栄養教諭等による個別的な相談指導の充実 取組実践例

食に関する指導の手引（第二次改訂版）



を目指す姿を新たに明示

3 学校教育の指針

食育の推進

□食に関する正しい知識の習得と自己管理能力の育成

・児童生徒の実態を踏まえた食に関する指導の全体計画に基づく組織的・計画的な取組

給食の時間や各教科等における食に関する指導の充実

□望ましい食習慣の形成に向けた取り組み

食に関する健康上の諸課題に対する栄養教諭等による個別的な相談指導の充実 [取組実践例](#)

[食に関する指導の手引（第二次改訂版）](#)

○栄養教諭による各教科等における
指導時間の目安

年58h (H26県教委)

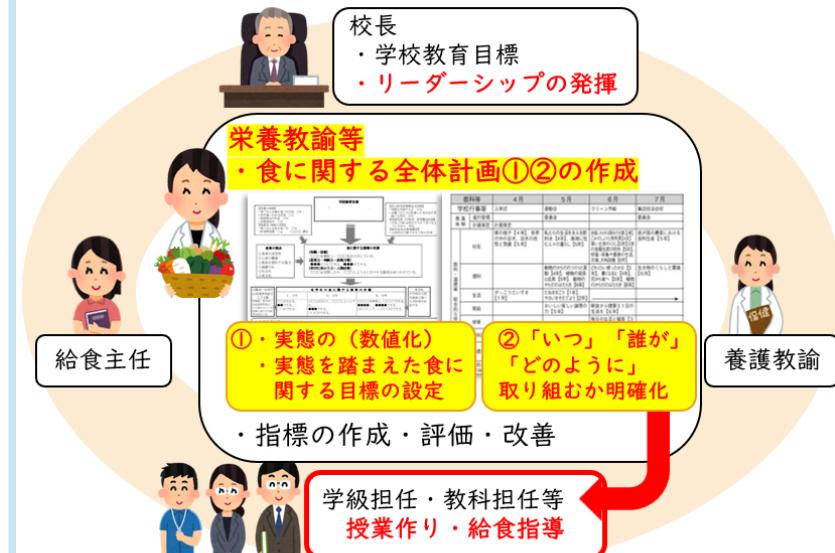
○栄養教諭による給食を活用した

食に関する指導の目安

週4回以上 (R7文科省)

食に関する全体計画①②

(R2～新様式で作成を依頼)



全職員の共通理解 組織的・計画的な実施

○栄養教諭等の高い専門性を生かし、
学級担任等を支援

○養護教諭、担任等との連携
栄養教諭による取組実践例を掲載

4 令和7年度「食に関する指導」実施状況調査

調査の目的	各校の食に関する指導実施状況を調査し、食育推進の現状と課題を把握することを通じて、今後の施策展開の参考とする
調査の対象	県内公立小学校・中学校（中等教育学校の前期課程） ・義務教育学校及び特別支援学校
調査の時期	令和7年12月1日（月）～12月19日（金）
調査方法	グーグルフォームによるアンケートに回答
調査項目	(1) 食育推進体制の整備について (2) 食に関する指導について (3) 栄養教諭等の食に関する指導への参画について (4) 食に関する個別指導について (5) 食育教材等の活用状況について (6) 家庭・地域との連携について

5 全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会

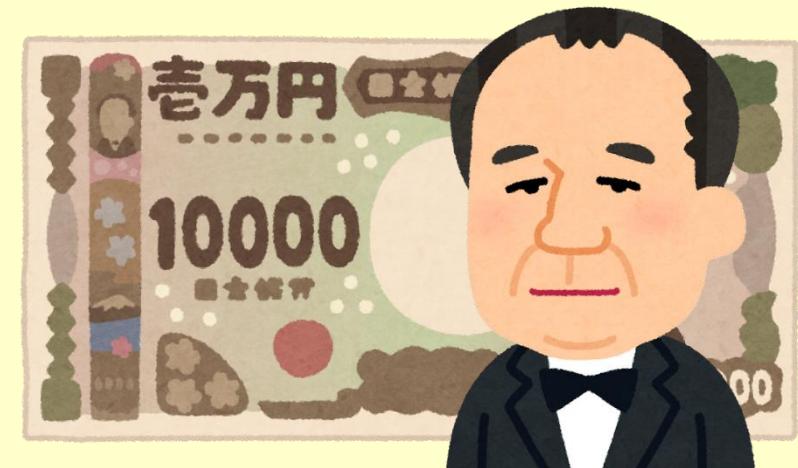
令和8年度 第3回大会

熊本県



令和9年度 第4回大会

埼玉県



例年2月ごろ文科省より分科会発表等の依頼
→来年度より依頼時期を少し早める とのこと

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

令和 7 年度 第 2 回県指導主事会議

給 食

群馬県教育委員会健康体育課
学校安全・給食係

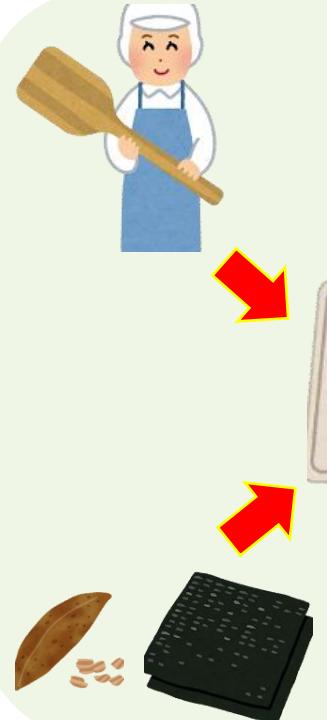
1.ノロウイルス感染症～感染経路～

特徴

- ◆ ピークは12月～翌1月
- ◆ 症状：腹痛・下痢・吐き気・嘔吐
- ◆ 潜伏期間：12～48時間
- ◆ 経口感染、接触感染 少ない量の菌数で発症
- ◆ 85°C以上、90秒以上の加熱で死滅

(給食調理の際、確認・記録)

給食を通した感染



集団感染



人から人への感染



1.ノロウイルス感染症を防ぐために

【教室等での給食当番等における衛生管理】

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食当番の健康状況を記録する。

給食当番チェックリスト

- 下痢をしている者はいない
- 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない
- 衛生的な服装をしている
- 手指は確実に洗浄した

給食当番(教職員含む) 健康観察票															
年 月 学校名					学年 組										
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番名															
① 全員下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。															
③ 清潔なエプロン、マスク、帽子をついている。															
④ つめは短く切っている。															
⑤ 手はきれいに洗っている。															
確認者印															
給食当番名															
① 全員下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。															
③ 清潔なエプロン、マスク、帽子をついている。															
④ つめは短く切っている。															
⑤ 手はきれいに洗っている。															
確認者印															

注意事項： 下痢、発熱、嘔吐等の症状のある人がいたら、給食当番はさせないでください。
学級担任が実施してください。(月末には、保健室に提出してください。)

- 児童生徒に胃腸炎の症状がある場合は、給食当番を交代させる。
- 給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前、用便後の手洗いを励行する。

【学校給食用の食器具に嘔吐物が付着した場合の対応】

→各施設のルールを確認してください。

- ・学校で消毒し、嘔吐物で汚れたことを明記して調理場へ返却する。
 - *嘔吐物がべっとり付着している場合…1000ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液
 - *その他の場合…200ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液

—具体的な対応—



学

校



- 給食中、食器上に嘔吐したら
 - ↓
 - そのまま（嘔吐物はそのままにして）1000ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液をかけ5～10分置く。
 - ↓
 - 嘔吐物は次亜塩素酸ナトリウム溶液ごとビニール袋に密閉するなどして片付ける。*嘔吐物は調理場に戻さない。（学校で処理する。）
 - ↓
 - その食器を200ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液に5～10分漬け込む。
 - ↓
 - 食器を洗净し、嘔吐物で汚れたことを明記して調理室へ返す。

給食室、調理場

まずは、連絡を

2. 栄養教諭による食に関する指導取組状況の報告

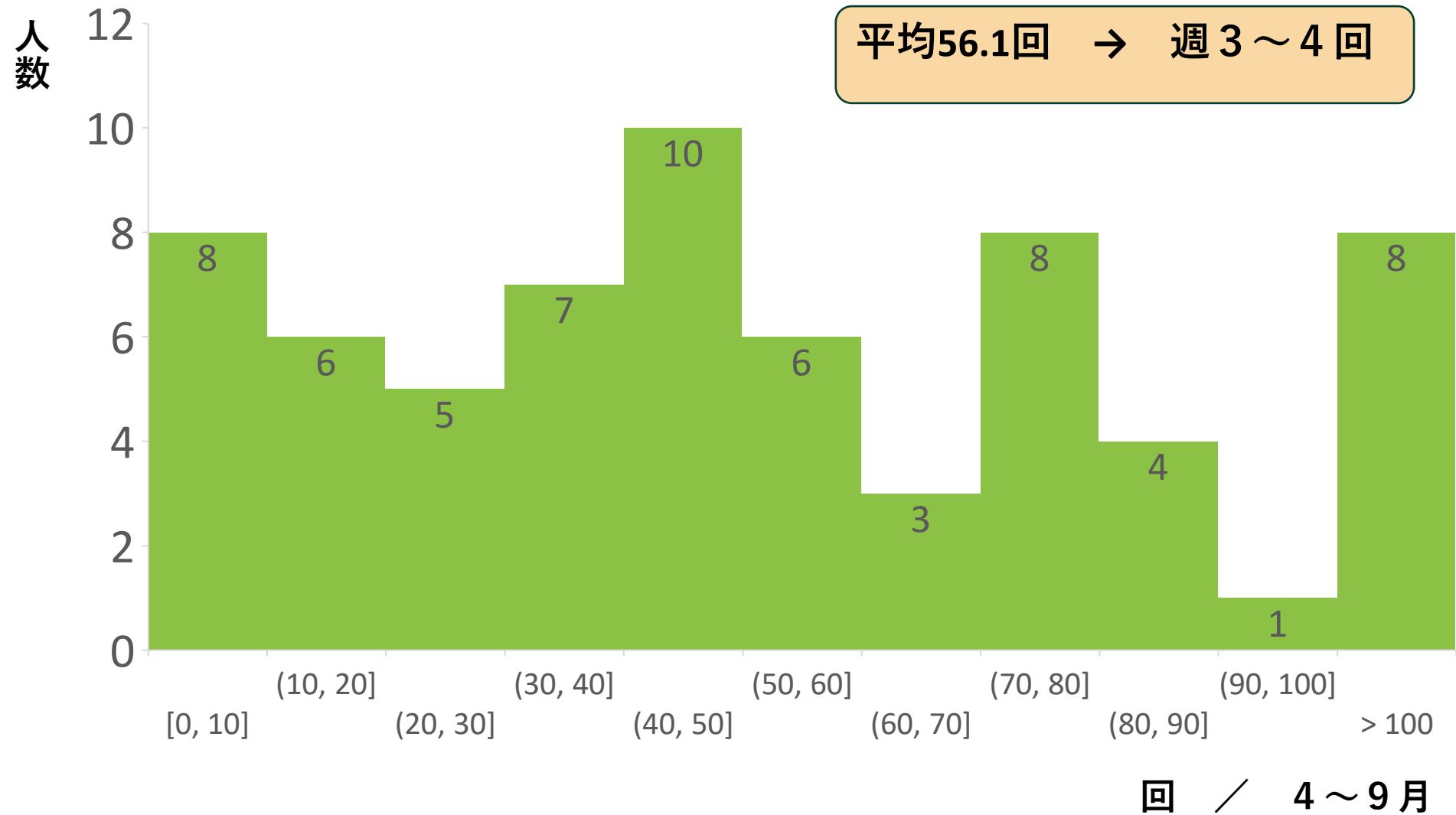
食に関する指導の取り組み状況平均

令和7年度 4月～9月 【前半分】

①教科・総合・学活	【 14.7回】	↓
②学校行事・学校保健委員会	【 1.1回】	
③児童生徒会活動・委員会	【 2.9回】	
④クラブ活動	【 0.1回】	
⑤個別指導	【 6.5回】	↑
⑥給食時間のクラス指導	【 56.1回】	↓
⑦その他 (試食会での講話、親子料理教室 など)	【 2.3 回】	

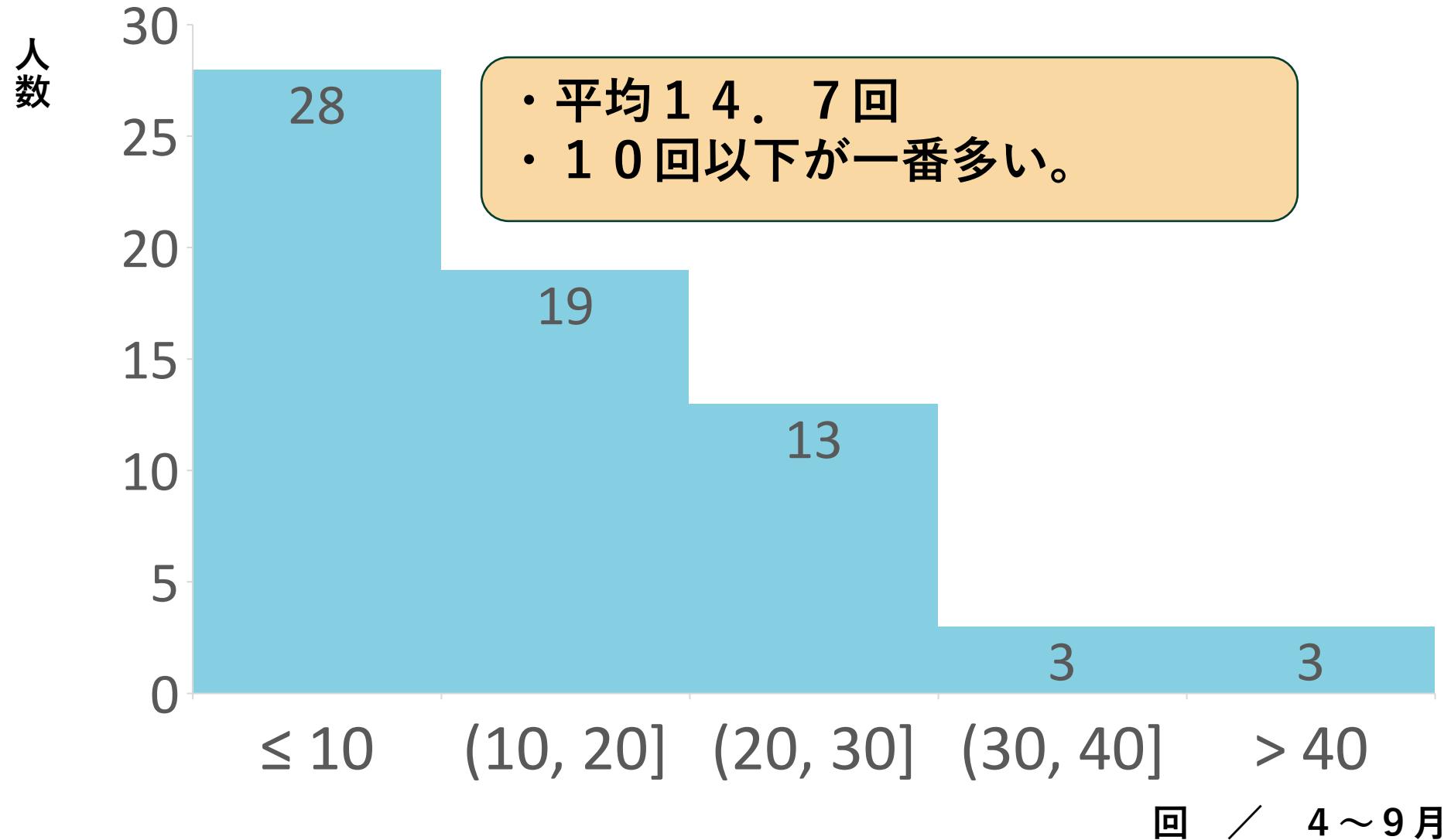
2. 栄養教諭による食に関する指導取組状況の報告

⑥栄養教諭による給食時間の指導 取組状況 分布



2. 栄養教諭による食に関する指導取組状況の報告

①栄養教諭によるTT授業(教科・総合・学活)取組状況 分布



市町村における栄養教諭活用の課題



栄養教諭

「学校から食育授業の依頼がない」
「給食センターにいるから学校の指導に入り込めない」
「給食管理が忙しくて、食に関する指導に取り組めない」



学校（管理職、教職員）

「栄養教諭って何をしてくれるの？」
「安全でおいしい給食をだしてくれればそれで十分」
「給食センター勤務だから、授業を頼むのは悪いな～」
「忙しすぎて栄養教諭とのTT授業は考えられない」



市町村教委、給食センター

「栄養教諭が食育を進めてくれるんですよね？」
「給食管理も全部お願いします」
「アレルギー対応もお願いします」
「調理員、欠員してますけどなんとかお願いします」

市町村における栄養教諭活用の課題解決に向けて



栄養教諭

- ・給食時間の指導を行い、現状を把握する。
- ・食育授業を具体的に提案する。
- ・学校に行き、先生たちと情報交換する。



学校（管理職、教職員）

- ・栄養教諭の職務を理解する。
- ・食育担当者と栄養教諭が密に連携して、学校全体の食育推進を行う。



市町村教委、給食センター

- ・栄養教諭が食に関する指導を進められるように支援する。
- ・給食管理や調理に業務が偏っている場合は、業務内容の見直しを行う。
- ・学校と給食センターが連携できるよう、フォローする。